

## 大学連携 e-Learning 教育支援センター四国鳴門教育大学分室規程

平成25年 5 月 8 日

規程第 16 号

改正 平成26年 3 月 24日規程第25号

平成29年 3 月 8 日規程第47号

平成31年 3 月 13日規程第53号

令和 8 年 3 月 11日規程第26号

(趣旨)

第1条 この規程は、鳴門教育大学教育研究組織規則（平成20年規則第2号）第14条の規定に基づき、大学連携 e-Learning 教育支援センター四国鳴門教育大学分室（以下「分室」という。）の組織及び運営等について必要な事項を定める。

(目的)

第2条 分室は、四国における e-knowledge を基盤とした大学間連携による大学教育の共同実施の効果的かつ円滑な推進に資することを目的とする。

(業務)

第3条 分室は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 大学連携 e-Learning 教育支援センター四国との連絡調整に関すること。
- (2) 大学連携 e-Learning 教育支援の関係機関との連絡調整に関すること。
- (3) 大学連携 e-Learning 教育支援の運営に関すること。
- (4) 大学連携 e-Learning 教育支援に係る企画・立案に関すること。
- (5) その他大学連携 e-Learning 教育支援に関し学長が必要と認めたこと。

(組織等)

第4条 分室は、次の者をもって組織する。

- (1) 分室長
- (2) 分室教員

(3) その他必要な職員（以下「分室職員」という。）

2 分室長は、各専攻に属する教授のうちから学長が指名する者をもって充てる。

3 分室教員は、本学教員のうちから学長が指名する者をもって充てる。

(任期)

第5条 分室長及び分室教員の任期は、それぞれ2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任の任期は、前任者の残任期間とする。

(職務)

第6条 分室長は、分室の業務を統括する。

2 分室教員及び分室職員は、分室に関する業務を処理する。

(分室会議)

第7条 分室に、第3条に掲げる事項を協議するため、分室会議（以下「会議」という。）を置く。

2 会議は、次の各号に掲げる者をもって構成する。

- (1) 分室長

(2) 分室教員

(3) その他学長が必要と認めた者

3 会議に議長を置き、分室長をもって充てる。

4 議長は、会議を招集する。

5 議長に事故あるときは、議長があらかじめ指名した者がその職務を代理する。

(議事)

第8条 会議は、構成員の3分の2以上の出席がなければ議事を開くことができない。

2 会議の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 議長は、会議の結果を、必要に応じて学長又は大学連携 e-Learning 教育支援センター 四国に報告するものとする。

(構成員以外の者の出席)

第9条 議長は、必要があると認めるときは、構成員以外の者を会議に出席させ意見を述べさせることができる。

(専門部会の設置)

第10条 会議は、必要に応じ、専門的事項を調査検討させるため、専門部会を置くことができる。

2 専門部会の設置、組織その他必要な事項は、別に定める。

(事務)

第11条 分室の事務は、学生支援部教務課において処理する。

(雑則)

第12条 この規程に定めるもののほか、分室の運営等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規程は、平成25年5月13日から施行する。

2 施行日において、第4条第1項第1号及び第2号の規定により最初に選出された者の任期は、第5条の規定にかかわらず、平成27年3月31日までとする。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。